

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)

第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

第 6 条 (略)

(管理者)

第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第 8 条 (略)

第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

第 9 条 (略)

(利用定員等)

第 10 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密

第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

第 6 条 (略)

(管理者)

第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし_____、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる_____。

2 (略)

第 8 条 (略)

第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

第 9 条 (略)

(利用定員等)

第 10 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密

着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に指定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設

の運営(第 35 条第 7 項及び第 57 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準

第 12 条から第 24 条まで (略)

(運営規程)

第 25 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認

着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に指定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)

第 35 条第 6 項において同じ。)の運営(第 35 条第 7 項及び第 57 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準

第 12 条から第 24 条まで (略)

(運営規程)

第 25 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認

知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第6条第4項又は第10条第1項の利用定員をいう。第26条において同じ。)

(5)から(11)まで (略)

第25条の2から第30条まで (略)

(事故発生時の対応)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市____、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

第31条の2 (略)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第32条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(9)まで (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第6条第2項又は第10条第1項の利用定員をいう。第26条において同じ。)

(5)から(11)まで (略)

第25条の2から第30条まで (略)

(事故発生時の対応)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

第31条の2 (略)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第32条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(9)まで (略)

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第 1 号から第 14 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 35 条 (略)

2 から 5 まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 又は介護医療院	介護職員
---	--	------

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第 1 号から第 12 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 35 条 (略)

2 から 5 まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) 又は介護医療院	介護職員
---	---	------

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>7 から 13 まで (略)</p>	<p>7 から 13 まで (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第 36 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に従事することができるものとする。</p>	<p>第 36 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、当該事業に係る職務を含む。)若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 156 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項各号で定める者をいう。次条、第 58 条第 3 項及び第 59 条において同じ。)として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所_____等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項各号で定める者をいう。次条、第 58 条第 3 項及び第 59 条において同じ。)として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p>	<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p>
<p>第 37 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事</p>	<p>第 37 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所_____</p>

業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

第3節 設備及び定員に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第38条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第67条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 (略)

第39条 (略)

第4節 運営に関する基準

第40条から第42条まで (略)

(身体的拘束等の禁止)

第43条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 _____を行ってはならない。

2 (略)

_____等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。

第3節 設備及び定員に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第38条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第67条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を29人 _____以下とする。

2 (略)

第39条 (略)

第4節 運営に関する基準

第40条から第42条まで (略)

(身体的拘束等の禁止)

第43条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) _____を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第44条から第51条まで (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第51条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第52条 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第53条 (略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第34条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

第44条から第51条まで (略)

第52条 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第53条 (略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第34条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26 年安芸高田市条例第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第 23 条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第 24 条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

(4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

(5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

(7)から(12)まで (略)

(13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、別に市長が定める

具体的取組方針及び

留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

(3) 介護支援専門員

は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

(4) 介護支援専門員 は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

(5) 介護支援専門員 は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(6) 介護支援専門員 は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

(7)から(12)まで (略)

(13) 介護支援専門員 は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(14) 介護支援専門員 は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ

<p>_____の職務に従事することが できるものとする。</p>	<p>くは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することが できる_____。</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>第 59 条 (略)</p>	<p>第 59 条 (略)</p>
<p>第 3 節 (略)</p>	<p>第 3 節 (略)</p>
<p>第 4 節 運営に関する基準</p>	<p>第 4 節 運営に関する基準</p>
<p>第 61 条から第 63 条まで (略)</p>	<p>第 61 条から第 63 条まで (略)</p>
<p>(管理者による管理)</p>	<p>(管理者による管理)</p>
<p>第 64 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス</u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第 64 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第 65 条から第 67 条まで (略)</p>	<p>第 65 条から第 67 条まで (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第 68 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条の 2 及び第 28 条、第 30 条、第 31 条及び第 31 条の 2(第 31 条第 4 項を除く。)、第 46 条、<u>第 49 条、第 50 条及び第 51 条の 2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条中「第 25 条に規定する運営規程」とあるのは「第 65 条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>第 12 条、第 25 条の 2 第 2 項、第 27 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号並びに第 31 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介</u></p>	<p>第 68 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条の 2 及び第 28 条、第 30 条、第 31 条及び第 31 条の 2(第 31 条第 4 項を除く。)、第 46 条並びに第 49 条及び第 50 条_____の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条中「第 25 条に規定する運営規程」とあるのは「第 65 条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項</u>、第 25 条の 2 第 2 項、第 27 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号並びに第 31 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介</p>

<p>護従業者」と、第 24 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 46 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 49 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第 69 条から第 72 条まで (略)</p> <p>第 5 章 (略)</p>	<p>護従業者」と、第 24 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 46 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 49 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第 69 条から第 72 条まで (略)</p> <p>第 5 章 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 43 条第 3 項の規定の適用については、同項の規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第 3 条 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 51 条の 2（改正後の第 68 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第 51 条の 2 の規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。